

令和7年度 償却資産(固定資産税)申告の手引き



市税につきましては、日頃からご協力いただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税には、土地、家屋以外に償却資産があります。償却資産を所有されている方は、地方税法第 383 条の規定により、毎年 1 月 1 日（賦課期日）現在に所有している償却資産について申告していただくよう義務付けられています。

申告にあたりまして、この手引きにもとづいて申告書等を作成のうえ、申告期限までに提出していただきますようお願いします。なお、令和6年中に資産の増減がない場合や該当資産がない場合等でもその旨を申告書にご記入のうえ提出してください。

☆償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方が、その事業のために用いている構築物・機械・装置・工具・器具・備品等の固定資産を償却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。

なお、『事業のために用いている』とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

また、一つの資産を事業用にも家庭用にも使用している場合は、事業割合とは関係なく、その資産全体が償却資産の課税客体となります。

☆申告期限

令和7年1月31日（金）

期限近くになると窓口が大変込み合いますので、令和7年1月10日（金） 頃までに提出していただきますようご協力をお願いします。

☆提出先

諫早市役所 資産税課 または 各支所 地域総務課

※申告書を郵送にて提出される方で、「控え」の返送を希望される方は、切手を貼付した返信用封筒を必ず同封してください。

なお、切手を貼付した返信用封筒を同封されていない場合は「控え」を返送いたしませんので、ご了承ください。

【目 次】

I	償却資産のあらまし	1 ～ 3 ページ
II	償却資産の申告について	3 ～ 5 ページ
III	償却資産の申告方法	5 ～ 7 ページ
IV	評価と課税等について	7 ～ 8 ページ
V	申告書類の作成方法	9 ～ 10 ページ

I 償却資産のあらまし

◎ 償却資産の種類とその例

資 産 の 種 類		資 産 の 具 体 例
1	構 築 物	舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設（庭園）等の外構工事、広告塔、ビニールハウス、屋外配管、側溝などの家屋と区別されるもの
	建物附属設備	受・変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作（P2「家屋と償却資産の区分」をご参照ください。）
2	機械及び装置	旋盤・ボール盤・溶接機等の製造加工機械、クレーン等土木建設機械、農業用機械装置、太陽光発電設備、その他各種産業用機械及び装置
3	船	漁船・貨物船・ボート・はしけ・工作船など
4	航 空 機	飛行機・ヘリコプター・グライダーなど
5	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車に該当するブルドーザーやフォークリフト等（ナンバープレートのカテゴリー番号が「0」「00～09及び000～099」「9」「90～99及び900～999」となっています。）、構内運搬車、台車等 （自動車税、軽自動車税の課税対象となる乗用車、トラック等は除きます。） 農耕作業用自動車については、最高速度が毎時35km以上のもの
6	工 具 、 器 具 及 び 備 品	机、椅子、ロッカー、応接セット、陳列ケース、レジスター、エアコン、冷蔵庫、電子レンジ、じゅうたん、室内装飾品、複写機、コンピュータ、厨房用品、看板、電話機、テレビ、ネオンサイン、自動販売機など

◎ 業種別の主な償却資産

業 種	課税対象となる主な償却資産の参考例
共 通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、レジスター、金庫、内装・内部造作等、看板（広告塔、袖看板、案内板、ネオンサイン）、自動販売機、舗装路面、ブラインド・カーテン等、LAN 設備等
製 造 業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機等
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト（軽自動車税の対象となっているものを除く。）、大型特殊自動車、発電機等
娯 楽 業	パチンコ機、パチンコ機取付台（島工事）、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボーリング場用設備、ゴルフ練習場設備等
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等
小 売 業	陳列棚・陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機付のものを含む。）、電子秤、店舗用簡易設備、日よけ等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール等
医 療 業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット等）、薬品戸棚等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備等
不動産貸付業 駐車場業	太陽光発電設備、屋外照明等の電気設備、緑化施設等、機械設備、駐車料金自動計算装置、駐車場舗装費、自転車置場、屋内の備付電化製品等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク等
農業・水産業	堆肥舎等（家屋評価対象となっているものは除く。）、ビニールハウス、管理機等、トラクター等（軽自動車税の対象となっているものを除く。）、井戸、搾乳機、柵、モノレール、コンベアー、漁船、漁網、魚群探知機、いけす、GPS 装置等

◎ 家屋と償却資産の区分

〔家屋と償却資産区分表〕

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有者			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式		◎		◎
		屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	LAN設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管、配線等	○			◎
	インターホン設備	集合玄関機等	○			◎
		上記以外の設備	○			◎
	監視カメラ（ＩＴＶ）設備	受像機（テレビ）、カメラ		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	居所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		◎		◎
		居所式給湯設備（ユニットバス用・床暖房用等） 中央式給湯設備	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
	衛生設備	設備一式（洗面器・大小便器等）	○			◎
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎		◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			◎
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機（ダムウェーター）等	○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備（ホテル等）、寮・病院等の洗濯設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
外構工事	外構工事	冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン、ブラインド等		◎		◎
		工事一式（門・塀・緑化施設等）		◎		◎

家屋（建物）には、電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられています。固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価します。

家屋と設備等の所有者が同じ場合

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取扱います。詳しくは、下記「家屋と償却資産の区分表」を参考にしてください。

家屋と設備等の所有者が異なる場合

賃借人（テナント）等が施工した内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取扱います。（なお、別途『固定資産税における家屋と償却資産の分離課税に関する申出書』を提出いただく場合があります。）詳しくは、諫早市資産税課償却担当または家屋担当までお尋ねください。

II 償却資産の申告について

◎ 申告していただく方

工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸付、農業、漁業など事業を行っている会社や個人の方で、地方税法第 383 条の規定により、毎年 1 月 1 日（賦課期日）現在、諫早市内に償却資産を所有している方です。

税務署へ確定申告をされている方は、市役所へは償却資産の申告が必要となります。

◎ 取得価額とは

資産を取得した時の購入価額で、設置に伴う付帯工事費等を含みます。

（圧縮記帳を適用しない国税での減価償却計算上の取得価額と基本的に同一となります。）

◎ 国税との主な違い

項 目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い(法人税・所得税)
償 却 計 算 の 期 間	暦年（賦課期日制度）	事 業 年 度
減 価 償 却 の 方 法	定率法	定率法・定額法の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却	月割償却
圧 縮 記 帳 の 制 度	認められません（注 1）	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます(租税特別措置法)
増 加 償 却	認められます	認められます(所得税・法人税)
少額減価償却資産の即時償却	認められません（注 2）	認められます
評 価 額 の 最 低 限 度	取得価額の 100 分の 5	備忘価額（1 円）まで
改 良 費	区分評価	原則区分評価、一部合算も可

(注1) 圧縮記帳の制度は認められていません。国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮をしたものについては、**圧縮前の取得価額を記入してください。**

例) 取得価額300万円 (補助金200万円、自己負担額100万円) の場合
補助金 200万円]

国税における取得価額 ← **自己負担額 100万円** → 固定資産税における取得価額
(300万円)

(注2) 租税特別措置法第28条の2及び第67条の5等の規定で、中小企業者等が平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得し使用する、取得価額30万円未満の減価償却資産については、当該取得の年度で合計額300万円まで必要経費に計上または損金算入することができますが、**固定資産税(償却資産)では課税対象資産となります。**

◎ 耐用年数について

平成20年度の税制改正において耐用年数省令の見直しが行われ、減価償却資産の耐用年数表が大きく変更されました。特に機械及び装置については390区分を55区分へ大括りされました。このため、平成21年度以後の固定資産税(償却資産)においては、改正後の耐用年数省令別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6を適用することになります。これにより、固定資産税(償却資産)においては、**決算期に関わりなく、既存分を含めて、平成21年度分の固定資産税から改正後の耐用年数が適用となります。**

基本的には、法人税又は所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数を記入してください

※次のような資産も、1月1日現在事業の用に供することができる状態であれば、申告対象となります。

- ・ 簿外資産(帳簿には記載されていないが、本来減価償却が可能な資産)
- ・ 未稼働資産(完成しているが、まだ稼働していない資産)
- ・ 遊休資産(いつでも稼働できる状態にある資産)
- ・ 建設仮勘定で経理されている資産
- ・ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしている資産
- ・ **償却済みの資産**(減価償却が終わっても使用している限り申告が必要)
- ・ 取得価額が10万円未満であっても、経理上資産として帳簿に計上されている資産
- ・ 「所有権移転外ファイナンス・リース取引」(一般的なリース取引)に該当するリース資産については、これまでどおり原則リース会社(賃貸者)が申告することになります。

◎ 申告の必要がない資産

- ・ 無形固定資産(鉱業権、漁業権、特許権、営業権、ソフトウェア等)
- ・ 車両及び運搬具のうち、自動車税の課税対象となる自動車並びに軽自動車税の課税対象となる原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車並びに二輪の小型自動車
- ・ 耐用年数が1年以下または取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上していないもの(所得税法施行令=必要経費、法人税法施行令=損金算入)、また、取得価額が20万円未満の償却資産を税務会計上3年間で一括償却しているもの
- ・ 繰延資産(開業費・工事費負担金等)

◎ 国税資料等の閲覧について

諫早市では地方税法第354条の2の規定に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、申告内容等についてお問い合わせすることがありますので、ご協力をお願いいたします。

◎ 過年度（令和6年度以前）に遡及しての課税について

令和6年度以前に申告すべき資産（令和6年1月1日以前に取得した資産）が申告漏れとなっていた場合、資産の取得年月に応じて過年度についても課税の対象となりますので、あらかじめご承知おきください。

◎ 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び諫早市市税条例第75条の規定により、10万円以下の過料を科されることがあるほか、地方税法第368条の規定により不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることもあります。

◎ 法人の合併等があった場合

法人等について商号変更や吸収合併などがあった場合は、申告書の備考欄に記入又は登記簿等の添付でも結構ですので必ず償却資産の申告の際にお知らせいただきますようお願いします。

Ⅲ 償却資産の申告方法

◎ 当市所定の様式により申告される方

～提出書類～

申告内容	提出書類		備考
	申告書	種類別明細書	
増加または減少した資産がある方 増加・減少資産の両方ともある方	○	○	種類別明細書に増加・減少した資産を記入してください。
資産の増減がない方	○	×	申告書の「19. 申告方法」の「ハ」の「B 増減なし」に○をつけてください。
廃業・転出された方	○	○	申告書の「19. 申告方法」の「イ」に○をつけ、「18. 備考(添付書類等)」に理由等を記入してください。 また、種類別明細書には減少資産として該当する資産全てを記入してください。
該当する資産がない方	○	×	申告書の「19. 申告方法」の「ハ」の「A 資産なし」に○をつけ、「18. 備考(添付書類等)」に理由等を記入してください。

- 令和6年1月2日以降に新たに事業を開始された方及び初めて申告書を提出される方は、
申告書・種類別明細書に、税務署に提出された減価償却資産の内訳・明細書（写）又は減価償却費の計算書（写）の添付をお願いします。
- 諫早市においては、増加資産用、減少資産用の明細書は使用しておりません。（異動連絡用の様式のみで、増加資産も減少資産も記入できます。）
- 消費税の取扱いについては、税込処理をしている場合は税込価額、税抜処理をしている場合は税抜価額がそれぞれの取得価額となります。税務署や市民税課へ提出される減価償却明細内訳書に記載した取得価額と同一の取得価額を記入してください。
- 決算日、事業年度に関係なく1月1日現在所有の償却資産について期限までに申告してください。

◎ 企業の電算処理により全資産申告をされる方

償却資産申告書 (提出部数1部)	全国的に統一された様式により、申告してください。 評価額の欄を必ず記入してください。
種類別明細書 (増加資産・全資産用)	全国的に統一された様式により、申告してください。 ただし、独自様式で申告される場合は、次の事項に留意してください。 1 次の項目は必ず記載してください。 ・資産の種類・資産の名称・数量・取得年月・取得価額・減価残存率・耐用年数(改正耐用年数も含む)・評価額・増加減少事由 2 全資産について、固定資産税にかかる償却資産の評価方法による評価計算を行うこと。 ・前年中に取得の資産の評価額 取得価額×減価残存率(1－r／2) (注) ・前年前に取得の資産の評価額 前年度の評価額×減価残存率(1－r) (注) ・償却可能限度額は取得価額の95%です。 ・圧縮記帳、特別償却は認められておりません。 3 課税標準の特例の適用がある場合には、その特例の率及び課税標準額を記載した様式であること。 4 種類別明細書は種類ごとに区分して作成し、その合計額を記載すること。 5 資本的支出に係る改良費については、新たな資産の取得とみなし、本体部分と区分して評価計算を行ってください。 6 増加資産や減少資産がある場合は、増加事由・摘要欄に異動事由を記入してください。

(注)「r」とは固定資産税において用いられる当該償却資産の耐用年数に応ずる減価率（減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表7にある「旧定率法と同じ率」）です。法人税法及び所得税法に基づく計算に用いられる定率法とは異なりますのでご注意ください。

企業電算処理方式により申告される場合、耐用年数の変更を行う資産については、「取得価額を基礎とする方法」による算出はできませんのでご注意ください。必ず「前年度評価額を基礎とする方法」により算出してください。

◎ 電子申告（エルタックス）を利用して申告をされる方

地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用したインターネットによる固定資産税（償却資産）の電子申告を受付けています。

電子申告の利用にあたっての手続きは、下記よりご確認ください。

eLTAXの利用時間	8：30～24：00（土日祝日、年末年始12/29～1/3を除く。） ※毎月最終土曜日及び翌日の日曜日はご利用いただけません。 ※1月中旬から1月末日までの期間は24時間運用としています。
eLTAXホームページ	https://www.eltax.lta.go.jp/
ヘルプデスク	0570-081459（9：00～17：00）

IV 評価と課税等について

◎ 評価額の計算方法

- ・資産を1件ずつ計算し、資産の評価額を算出します。
- ・資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本として評価額を算出します。

ア 前年中に取得のもの

取得価額×前年中取得資産の減価残存率＝評価額

イ 前年前に取得のもの

前年度評価額×前年前取得資産の減価残存率＝評価額

以後、毎年この方法により計算し評価額が取得価額の5%になるまで償却します。
評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%でとどめます。

《減価残存率表》

（これは固定資産税に係る残存率表です。）

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中 取得のもの (1-r/2)	前年前 取得のもの (1-r)		前年中 取得のもの (1-r/2)	前年前 取得のもの (1-r)		前年中 取得のもの (1-r/2)	前年前 取得のもの (1-r)		前年中 取得のもの (1-r/2)	前年前 取得のもの (1-r)
1			11	0.905	0.811	21	0.948	0.896	31	0.964	0.928
2	0.658	0.316	12	0.912	0.825	22	0.950	0.901	32	0.965	0.931
3	0.732	0.464	13	0.919	0.838	23	0.952	0.905	33	0.966	0.933
4	0.781	0.562	14	0.924	0.848	24	0.954	0.908	34	0.967	0.934
5	0.815	0.631	15	0.929	0.858	25	0.956	0.912	35	0.968	0.936
6	0.840	0.681	16	0.933	0.866	26	0.957	0.915	40	0.972	0.944
7	0.860	0.720	17	0.936	0.873	27	0.959	0.918	45	0.975	0.950
8	0.875	0.750	18	0.940	0.880	28	0.960	0.921	50	0.977	0.955
9	0.887	0.774	19	0.943	0.886	29	0.962	0.924	55	0.979	0.959
10	0.897	0.794	20	0.945	0.891	30	0.963	0.926	60	0.981	0.962

※「r」とは、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価率です。

〔例〕

取得価額 300,000 円、取得時期令和 6 年 6 月、耐用年数 5 年の複写機の場合

(耐用年数 5 年、前年中取得のものの減価残存率……0.815)

(耐用年数 5 年、前年前取得のものの減価残存率……0.631)

令和 7 年度 300,000 円×0.815=244,500 円

令和 8 年度 244,500 円×0.631=154,279 円

令和 9 年度 154,279 円×0.631= 97,350 円

令和 10 年度 97,350 円×0.631= 61,427 円

令和 11 年度 61,427 円×0.631= 38,760 円

令和 12 年度 38,760 円×0.631= 24,457 円

令和 13 年度 24,457 円×0.631= 15,432 円

令和 14 年度 15,432 円×0.631= 9,737 円 <15,000 円

※令和 14 年度で算出額が取得価額の 5% (15,000 円) より小さくなりますので、当該年度以降は 15,000 円で評価されます。

◎ 税額の計算方法

税額	=	課税標準額	×	税率 (0.014)
(100 円未満切り捨て)		(1,000 円未満切り捨て)		

※課税標準額とは令和 7 年 1 月 1 日現在の償却資産の評価額の合計です。

◎ 免税点

課税標準額が 150 万円未満の場合は、課税されません。

(土地、家屋の免税点は各々 30 万円、20 万円です。)

◎ 納期

年税額は 4 回 (5 月、7 月、9 月、12 月) に分けて納めていただく予定です。

◎ 課税標準の特例を受ける償却資産

地方税法第 349 条の 3 並びに同法附則第 15 条の規定により、一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。

該当する資産があり、特例の適用を受ける場合は、その旨を証する書類 (届出書・申請書、認定通知書、仕様等証明書、図面などの写し) の提出が必ず必要です。

例) 内航船舶、公共下水道除外施設、再生可能エネルギー発電設備、生産性向上特別措置法に規定する先端設備等 他

◎ 非課税となる償却資産

地方税法第 348 条及び同法附則第 14 条に規定する一定の要件を備える償却資産については、固定資産税が課税されません。該当する資産を取得された場合は、お問い合わせください。

◎ 減免

天災などによる被害を受けた場合など、諫早市税条例等で定める要件を備えた償却資産は、所有されている方の申請により固定資産税が減免される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

V 申告書類の作成方法

◎ 償却資産申告書

令和 年度		償却資産申告書（償却資産課税台帳）													所有者コード																																									
受付印	年 月 日																																																							
	① 住所 (又は納税通知書送付先)	〒854-8601 諫早市東小路町300番地 (電話 0957-22-0000)																																																						
有 者	② 氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	〇〇有限公司 代表取締役 〇〇 太郎 (屋号)																																																						
	③ 個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3																																																						
所 有 者	④ 事業種目 (資本金等の額)	土木工事業 (100 百万円)																																																						
	⑤ 事業開始年 ⑥ この申告に 応答する者の 氏名及び氏名	昭和59 年 4 月 経理係 〇〇 次郎 (電話 0957-22-0000)																																																						
有 者	⑦ 税理士等 の氏名	〇〇 税一 (電話 0957-22-0000)																																																						
	⑧ 短縮耐用 年数の承認 ⑨ 増加償却 の届出 ⑩ 非課税 該当資産 ⑪ 課税標準 ⑫ 特別償却 又は圧縮記帳 ⑬ 税務会計上 の償却方法 ⑭ 青色申告	有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無																																																						
資産の種類		<table border="1"> <thead> <tr> <th>取得価額</th> <th>前年取得したもの</th> <th>前年中に減少したもの</th> <th>前年中に取得したもの</th> <th>計 (イ)-(ロ)+(ハ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 構築物</td> <td>1 500 000</td> <td></td> <td>950 000</td> <td>2 450 000</td> </tr> <tr> <td>2 機械及び装置</td> <td>11 800 000</td> <td></td> <td></td> <td>11 800 000</td> </tr> <tr> <td>3 船舶</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 航空機</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 車両及び運搬具</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 工具・器具及び備品</td> <td>510 000</td> <td>110 000</td> <td>120 000</td> <td>520 000</td> </tr> <tr> <td>7 合計</td> <td>13 810 000</td> <td>110 000</td> <td>1 070 000</td> <td>14 770 000</td> </tr> </tbody> </table>													取得価額	前年取得したもの	前年中に減少したもの	前年中に取得したもの	計 (イ)-(ロ)+(ハ)	1 構築物	1 500 000		950 000	2 450 000	2 機械及び装置	11 800 000			11 800 000	3 船舶	0				4 航空機	0				5 車両及び運搬具	0				6 工具・器具及び備品	510 000	110 000	120 000	520 000	7 合計	13 810 000	110 000	1 070 000	14 770 000		
取得価額	前年取得したもの	前年中に減少したもの	前年中に取得したもの	計 (イ)-(ロ)+(ハ)																																																				
1 構築物	1 500 000		950 000	2 450 000																																																				
2 機械及び装置	11 800 000			11 800 000																																																				
3 船舶	0																																																							
4 航空機	0																																																							
5 車両及び運搬具	0																																																							
6 工具・器具及び備品	510 000	110 000	120 000	520 000																																																				
7 合計	13 810 000	110 000	1 070 000	14 770 000																																																				
申告方法 ⑬		<table border="1"> <thead> <tr> <th>資産の種類</th> <th>評価額</th> <th>決定価格</th> <th>課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 構築物</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 機械及び装置</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 船舶</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 航空機</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 車両及び運搬具</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 工具・器具及び備品</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>													資産の種類	評価額	決定価格	課税標準額	1 構築物				2 機械及び装置				3 船舶				4 航空機				5 車両及び運搬具				6 工具・器具及び備品				7 合計													
資産の種類	評価額	決定価格	課税標準額																																																					
1 構築物																																																								
2 機械及び装置																																																								
3 船舶																																																								
4 航空機																																																								
5 車両及び運搬具																																																								
6 工具・器具及び備品																																																								
7 合計																																																								
イ 増減資産申告 ロ 全資産申告 ハ 次の理由により種類別 明細書を添付していない A 資産なし B 増減なし		15 市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地 ① 諫早市久保町999番地 ② ③ 16 借主の名称等 〇〇リース株式会社 諫早市東小路町1000番地 TEL. 0957-22-0000 17 事業所家屋の所有区分 (已所)・借家 18 備考(添付書類等) ⑭ 異動事由 イ 休業 ロ 廃業 ハ 事業所閉鎖 ニ 市外転出 ホ 名称変更 ヘ 所在変更 ト 法人成り チ その他()																																																						
市処理欄		<table border="1"> <thead> <tr> <th>受付</th> <th>入力</th> <th>照合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>													受付	入力	照合																																							
受付	入力	照合																																																						

- ① 法人の場合は主たる事務所の所在地を記入してください。
- ② 個人の場合は事業主の氏名及び屋号、法人の場合はその名称及び代表者の職氏名を記入してください。
- ③ 個人の場合はマイナンバー(個人番号)の12桁を右詰めで、法人の場合は法人番号13桁を記入してください。
- ④ 具体的に記入してください。なお、法人の場合は資本金又は出資金を記入してください。
- ⑤ 法人の場合は設立年月を記入してください。
- ⑥ この申告について、応答できる方を記入してください。
- ⑦ この申告書の作成を税理士等に依頼した場合、当該税理士等の氏名・電話番号を記入してください。
- ⑧⑨ 該当する方に○をし、該当する資産がある場合には承認通知書の写しを添付してください。
- ⑩⑪ 該当する方に○をしてください。有の場合はその根拠となる資料を提出していただくことがあります。
- ⑫ 該当する方に○をしてください。但し固定資産税では特別償却と圧縮記帳は認められていません。
- ⑬ 償却方法についてご記入ください。
- ⑭ 青色申告の有無を記入してください。

- ⑮ 特に不動産業(アパート貸付等)、テナントとして造作工事等行った方は必ず記入してください。資産等の所在地が、住所と同一の場合は記入の必要はありません。
- ⑯ 当てはまる方に○をし、有の場合は貸主の名称、電話番号等その所在が確認できる事項を記入してください。
- ⑰ 事業所家屋の所有区分を記入してください。
- ⑱ 申告に対して必要事項があれば入力してください。
- ⑲ 該当事項に○をしてください。
- ⑳～㉒ 記入をする必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は記入を必要とします。
- ㉓ 前年前に取得した資産の取得金額の合計額を資産別に記入してください。
- ㉔ 前年中(令和6年1月2日～令和7年1月1日)に減少した資産の種類ごとに取得金額を記入してください。
- ㉕ 前年中(令和6年1月2日～令和7年1月1日)に増加した資産の種類ごとに取得金額を記入してください。
- ㉖ ㉓～㉕までの合計を記入してください。

★種類別明細表の見方（令和6年度までに申告された償却資産）

この明細表は、資産の種類ごとにまとめています。（各種類の順序は種類の番号順です）
同じ種類の中では、取得年月が早い順に、取得年月が同じ場合は取得価額の小さい順に
並べています。また、各種類の最終に種類毎の取得価額等の合計を表示しています。

資産の種類 1：構築物、2：機械及び装置、3：船舶、4：航空機、5：車両及び運搬具、6：工具器具及び備品

第二十六号様式別表一

種類別明細書（増加資産・全資産用）

令和6年度		所有者コード		所有者名		税の2%					
7000000				〇〇有限会社							
異動区分	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	課税標準の特例	課税標準額	増加事由
1	1	舗装路面	1	2027	1,000,000	10	0.784	283,069		283,069	1-2
1	2	プレハブ事務所	1	299	500,000	7	0.720	83,201		83,201	1-2
		【構築物】	2		1,500,000			366,270		366,270	1-2
2	1	コンプレッサー	1	302	400,000	7	0.720	92,445		92,445	1-2
2	2	剛着機	1	3011	5,000,000	7	0.720	1,155,575		1,155,575	1-2
2	3	シヤベル	1	3011	6,400,000	7	0.720	1,479,136		1,479,136	1-2
		【機械及び装置】	3		11,800,000			2,727,156		2,727,156	1-2
6	1	テレビ	1	23	110,000	5	0.631	38,523		38,523	1-2
6	2	クーラー	1	23	250,000	6	0.681	97,389		97,389	1-2
6	3	応接セット	1	238	150,000	8	0.750	88,437		88,437	1-2
		【工具、器具、及び備品】	3		510,000			234,349		234,349	1-2
		小計									1-2

注意「異動区分」の欄は、1 資産の削除、2 取得価額等の修正、3 資産の増加のいずれかをご記入ください。
「資産の価額」の欄は、1 構築物、2 機械及び装置、3 船舶、4 航空機、5 車両及び運搬具、6 工具・器具及び備品、のいずれかをご記入ください。
「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他の、のいずれかに〇印を付けてください。

◎ 令和7年度に申告する償却資産

令和6年度までに申告された償却資産が記載された種類別明細表と同じ様式になっています。白紙となっていますので下記を参考に記入してください。

① 減少した（処分した）資産

異動区分に1と記入し、減少した資産に対応する資産コード（資産の種類・資産コード）を「償却資産一覧表」から転記してください。

資産の増加がなく減少のみの場合は、令和6年度までに申告された償却資産が記載された種類別明細表を使用し、減少の資産に赤ペンで二重線を引きそのまま提出いただいても構いません。

② 修正する資産

異動区分に2と記入し、修正する資産に対応する資産コードと修正する項目を正しく記入してください。

③ 増加した（取得した）資産

異動区分に3と記入し、資産の種類、資産の名称等、数量、取得年月、取得価額、耐用年数を記入してください。

資産の種類は申告書の資産の種類欄の番号です。

（1：構築物、2：機械及び装置、3：船舶、4：航空機、5：車両及び運搬具、6：工具器具及び備品）

年号は昭和の場合はS、平成の場合はH、令和の場合はRと記入してください。

第二十六号様式別表一

令和7年度

種類別明細書（増加資産・全資産用）

所有者コード		所有者名		校のうち											
		〇〇有限会社		校の目											
課早市															
異動区分	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月		取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	課税標準の特例		課税標準額	増加事由	摘要	
				年	月					事	コード				十位
1	6	1													1-2
2	6	2 クーラー				300,000									3-4
3	1	ブロック塀	1	R	6 3	950,000	15								1-2
3	6	パソコン	1	R	6 7	120,000	4								3-4
															①②
															①②
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4
															1-2
															3-4

記入例：資産コード6・1のテレビが減少。資産コード6・2のクーラーが取得価格修正。ブロック塀（構築物）とパソコン（工具器具及び備品）を新規取得。

～資料～ 太陽光発電設備に係る償却資産(固定資産税)の課税について

設置者及び発電規模別の課税区分

設 置 者	申告が必要となる場合
個人(住宅用)	住宅用太陽光発電設備で10kW以上の設備については、全量または余剰売電を問わず償却資産として 申告の対象 となります。 10kW未満の設備についても、全量売電の場合は、対象となります。
個人(事業主)	店舗やアパート、農業など事業を営む方が、その事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、事業の用に供している資産となりますので、売電されているかいないかにかかわらず償却資産として 申告の対象 となります。
法 人	全て事業の用に供している資産になります。売電をされているかいないかにかかわらず償却資産として 申告の対象 となります。

償却資産と家屋の区分(表中の「償却」となっている設備が償却資産として申告が必要です。)

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備					
	太陽光パネル	架 台	接続ユニット	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力量計等
家屋に一体の建材(屋根材)として設置	家 屋	家 屋	償 却	償 却	償 却	償 却
架台に乗せて屋根に設置	償 却	償 却	償 却	償 却	償 却	償 却
家屋以外の場所(地上や家屋の用件を満たしていない構築物でカーポート等)に設置	償 却	償 却	償 却	償 却	償 却	償 却

※太陽光発電設備を減価償却する際に用いる耐用年数(売電用)は17年となります。

※対象となる資産は太陽光パネル(家屋の屋根材として設置している場合を除く)の他、架台、送電設備、電力量計、パワーコンディショナー、フェンス、設置に係る工事費等も申告の対象となります。

このラベルを切り取って、申告書送付の際の封筒に貼付けてご利用ください。

〒854-8601

長崎県諫早市東小路町7番1号

諫早市 企画財務部 資産税課 行

問い合わせ及び申告書提出先

〒854-8601

長崎県諫早市東小路町7番1号

諫早市企画財務部資産税課(本館3階)

〈 電 話 〉 0957-22-1500

〈 F A X 〉 0957-24-5399